

# セラミック九州

佐賀県立九州陶磁文化館報

No. 6

編集) 1983・3・31  
発行) 佐賀県立九州陶磁文化館  
代表者) 松隈 和富  
〒844 佐賀県西松浦郡有田町中部字田ノ平乙3100-1  
電話 09544-3-3681  
印刷所) 鹿島印刷株式会社  
佐賀県鹿島市大字納富分2919-3



えがらつはきもんづば  
絵唐津萩文壺

館蔵資料

唐津焼

16世紀末-17世紀初

口径12.0cm 高さ14.5cm

胴径16.3cm 底径 7.5cm

肩の張ったこの広口壺は、下部にかけて細めに絞られ小形ながら整った器形である。鉄分の多い赤褐色の胎土はよく焼き締まり、内側をえぐり込んだ底部には焼成時の熔着物がみられる。鋭い描線の茎とまるい筆跡を萩の花に擬した主文、裏面は細筆の草文。鉄絵の黒褐色が、一面に貫入のはいった長石釉で柔らげられ、古格ある秋の風情である。

<史料紹介>

## 皿山代官石橋三右衛門史料について(完)

### I

御国産陶器海外尚又相応候通、去卯二月仏蘭西都府展覧場可被差向被相決、一鉢異国各州之向キ一定いたし兼、右陶器御買揚元代運賃雑用等数万金之高相および、当御半難被相任候得共、若哉最第一之名を得候時ハ往々一株之御国益と被御踏ミ切、其御運相成候處、いつ連も丹誠之駆引ニ而、向キ不向キ代価之調子綿蜜相附、陶器地素之儀ハ矢張世界第一と衆目相極り、絵様格好彼之向キニ合セ候得者莫大之御国益、此上者則今方御仕組可被相行處、陶山之儀、職々名代札赤絵職ハ何人ノ欺相限り、右人数之外絵様細工功者之者発明いたし候共其業不被相行レ致来ニ而、方今之時勢海外ニ商法御栄出相成儀ニ付而者、窮屈ニ引纏レ目前之利を失ひ候場ニ無之、御国産御仕組第一之筋候得者、右等之點格絵而御変革、下々迄得利之御論達、先以其筋ニおゐて取計相成候様有御座度御吟味之支

辰五月

御臨時方



上掲史料の冒頭部分

佐賀藩と慶応3年(1867)のバリ万国博覧会に関し  
ては、『鍋島直正公伝』などをはじめ、近くは『佐賀藩幕末関係文書調査報告書』(県立図書館)・宇治章「幕末佐賀の海外文渉の一側面—1867年バリ万国博について—」(県立博物館調査研究書第8集)などに依って知ることができる。

この史料は、前半で、国産陶器の出品に「踏ミ切」るまでの情況に触れ、ついで出品の成果を高く評価して、「則今方御仕組」により「莫大之御国益」を目論む当局の姿勢を伝え、これを承けた後半においては、「陶山」(有田皿山)に行われる諸制限=「窮屈」を撤廃(変革)する方向の検討を明かにしている。

すでに有田にあつては、文久頃からか、殊に赤絵職開放の要求運動が起され、石橋代官がこれを抑圧する方針をとったことから不平の気運が醸されていた。『陶磁史考』535頁以下に、この辺に触れるところがあるが、とくに547~8頁を見ると、「嚮に容れられざりし窯焼

の赤絵屋兼営主張の問題は、此機を以て再び抬頭し、深海平左衛門…等の改革派は、長崎輸出の一枚鑑札を拾枚に増加し、窯焼の名代札二百二十枚を二百四十枚に、赤絵屋名代札十六枚を二十二枚に、増加すべく主張した。明治元年三月前記改革派の三人は、佐嘉表に出でて、…藩の重役に、事情の経緯を開陳するところあった。之に対する藩内の討議は、賛否両論に別かれ、…外国貿易の振興を計るに如かずとの説も亦少くなかった。…遂に輸出業の一枚鑑札を、拾枚に増加する請願は、之を許可することに決したるも、窯焼と赤絵屋の名代札増加問題は、尚暫く保留」と記される。

すでに従来からあった皿山内部よりの開放要求とバリ万国博後の藩当局の「変革」志向とが合致した結果を此処に見出すことができる。また「此機を以て」とはすなわち代官が「明治元年百武作右衛門兼貞は石橋三右衛門と代」ったことをさすが、開放に消極的であった石橋代官が百武代官と交替する必然性はかなり前から存在したとみるべきであろう。

### II

乍恐奉願口上覚

山中釜焼用爐木之儀、唐津領方御買入被下度段最前奉願上候處、是迄少々買入罷在候爐木も有之、殊ニ当今陶器吐口差塞キ昨今之處直段引下り候半ニ付、則今直段取組候半者過分之損失も相立可申、内分吟味合候都合も有之、就而者近来自由ヶ間敷奉恐入義ニ御座候得共、今少シ程見合度御座候条、前断之振合程能御吟味被遊被下候道者有御座間敷奉願上候、此段御筋々宜被 仰達可被下度深重奉願上候、以上

辰三月

咄 弥左衛門判  
同 平 吾判  
同 伊 十判  
同 清 吉判  
同 嘉 十判  
同 徳右衛門判  
同 森 三 郎判  
同 虎 十判  
同 虎 三 郎判

福地 栄作殿  
古賀久右衛門殿

釜(窯)焼用の松薪を「爐木」(たたらぎ)と称する。かの『日本山海名産図会』(巻五、寛政11年刊)には「焚こて凡晝夜三四日にして一窯に薪凡二萬本を

費す」とあり、『肥前陶磁史』(昭和30年版)には「廃藩時の陶窯数は本窯21登、この間数393間、素焼窯166間、1ヶ年に消費する薪は、本窯用3,691万8千本余、素焼窯用3,635万4千本余、計6,327万8千本余で、薪の購入先は大村領・武雄領からが大部分であった。旧藩時代、日用の薪・陶窯薪材は総需要薪の凡そ2分5毛を官林より供給し、其他は私林より伐採するかまたは他所より買入っていた」と述べられている。

こうした記事の当否をいま俄かに論じるすべもないが、ともかく、膨大な量の爐木が年々消費されたのである。

この爐木の供給源はまず第一に藩林に求められた。

寛永14年(1637)、焼物職人を多数淘汰制限した理由が、彼らが御立山(藩林)を切り荒すという一点にあった。また、承応4年(1655)「領中山方一職之儀其方(福地覚左衛門)に申付」けたとした「覚」の条々中に、「西日焼物仕候山之儀、所柄見合可相渡候、むざと不切荒様、念を入可申付事」を誦い、これは寛文元年(1661)ならびに貞享元年(1684)の山方奉行に対する「御手頭」(光茂)にもまったく同文の一条として引継がれている。

藩政前期における問題状況を、限られた史料からこれ以上に知ることは不可能である。その中期において皿山釜焼用の爐木がどのような方式で藩林(御山)より供給せられたかを知る手がかりは『皿山代官日記覚書』(佐賀県立図書館)に見出される。

その、宝暦8寅(1758)申渡帳の条に、「皿山釜焼用爐木其外、願二付、伐仕与を以被相渡候得共、過分雑用相懸、御不勝手ニ付而、伐仕与被相止、向後割山ニ而可相願候、右之段申達候様申来り、可得其意候」とあるので、この年、これまでの「伐仕与」から「割山」への変更が達せられたことが判る。「伐仕与」は藩の行うもの(薪を払下げる)、「割山」は立木のまま窯焼へ払下げるものであるが、この変更の理由は藩費支出にあり、「不勝手」とはおもに財政上の不都合を指摘しているのであると思われる。

ところが、結局このときの変更は実施するところとはならず、「元之通り」伐仕組が継続されたのである。その理由として「釜焼共及難儀」ことが掲げられていることに注目したい。さきにも従前の「伐仕与」が釜焼の「願二付」き行われたとあった。いままた釜焼の難儀となる「割山」への変更が取消され、伐仕組の継続が見られるのであるが、同じく『覚書』の明和6丑

(1769)日記の条によれば、依然としてなおこの伐仕組が行われている事実がある。すなわち、「有田皿山釜焼爐木、先年御伐仕与山相願候、白川山願之通被仰付、只今迄右を以釜焼相続仕罷在候処、最早右御山床も伐尽ニ相成候趣ニ付、今般尻なし尾山御伐仕与を以被渡下度旨、別紙釜焼共願書差出申候、…近在ニ松木立御山床、尻なし尾山之外不相見…」と。

しかしながらこれも、このうち程無く「割山」方式へ変更されたと見られる。『覚書』にはその多くの実証を見出すことができるが、その変更は実は明和9年(1772)に行われたのであった。

それは8代藩主となった治茂の改革の一環として行われる。すなわち、「有田皿山薪方之儀、薪ニ而相渡候様相定居候得共、当時其通にては却而不勝手に相成由に而、外山<sup>江</sup>は割山に而相渡候由、内山之儀も同前の儀候条、内外山共割山に而、一ヶ年宛相渡、代銀の儀は小物成所相納候様可仕候、…付、竹木炭薪、他領<sup>江</sup>売立候儀前々より停止の事、…然者有田近在の薪、皿山持出、内外山薪多相成、山方より薪山畝数少く差出候様相成よふ目論見可仕事」と(治茂公御改正御書付)。つまるところ、すでに割山制下にある外山同様に有田内山にもこれを適用するというのである。ついでに、近隣他領への竹木薪炭の移出を禁じ、藩林から提供する薪山の畝数(面積)をできるだけ少くしようという当局側のねらいがうかがわれる。

こののちの皿山爐木をめぐる状況は、寛政2年戊3月「東西御山仕立方達帳写」(伊万里片岡家史料)により知られる。すなわち、「内外皿山爐木ニ被差出候場所段々相増、定式之様相成、最早古木迄伐尽ニ相成、(中略)是迄割山ニ相成候御鹿倉木立勝手宜場所、御用木御備山引残、其外を搦杭木郷普請材木山々場所ニ相極、其余りを四拾年ニ割分、其割合之分ツ、内外皿山一ツ懸りニ被相渡、山々登数ニ応シ順路之配当仕候様、右之通分規被相立半ニ四拾年目ニハ伐跡成長いたし、連続之仕与可相整候。勿論釜焼共儀も豫<sup>レ</sup>其考いたし、不足之分ハ旅木買入等之目論見兼而可仕儀候。是迄之儀、後之考無之、御山立木我物之様ニ心得違いたし、以之外之儀ニ而、既ニ古木一向無之期ニ相成候、此一通ハ筋々被相碎合、釜焼共能致合点、無謂歎訴等不仕候様相論候様之事。付、本文之通割山被相定候上ハ、伐跡之儀者釜焼共より仕立差出候様之事」と。

藩林の立木をあたかも我が物のように見なして、爐木用の割山を要求する(と非難される)釜焼たちの姿

がここには見られる。古木までも伐り尽している状況にたいし打ち出されているのが40年の輪伐法である。

釜焼へは、「不足之分ハ旅木買入」などの対応策がとめられている。「旅木」とはすなわち民間自由な流通過程に乗せられている薪にほかならず、従来も「有田近在の薪」は皿山へ売るように、他領への売出は禁じられていた。『皿山代官旧記覚書』の天明9酉日記の条には、武雄神六村政右衛門が大村領（波佐見）長尾山へ売った薪を没収されるという事件に触れて、「近年釜薪払底、釜焼共及難儀、旅木買入等も思和敷無之、釜積入差支罷在、云々」と言う。

つぎに、この旅木の買入先きとその業者について、一端を知ることのできる史料を、一、二紹介する（大山留日記、片岡家史料）。

- 我々儀、平戸唐津領鳴々乃薪買入、焼物山々江売方仕二付、運送用奉願候処、御板札五拾八枚被渡下、御蔭を以渡世相統仕難有奉存候、依之、去年被渡下候御板札相納申候条、今又御板札五拾八枚被渡下候様奉願候、（下略）

申正月

伊万里町

善右衛門  
武右衛門  
文右衛門

別当孫三郎殿

- 私儀、平戸唐津領乃松爐木買入仕、焼物山々江売方仕候二付、御山方より運送用板札拾七枚御願上候処、右之内枚杖紛失仕候二付、其否被相調奉畏候。右者先月大雨之砌、宮野川筋ニ而馬倒、荷付置候品迄相流候二付、爰限差働、翌日川下迄見調子候得共、一向相知不申候、（下略）

未十二月

伊万里町 喜兵衛

片岡才右衛門殿

本項頭首に掲げた石橋代官史料の内容も、唐津領からの薪買入に関してであった。皿山の膨大な爐木消費を賄うためには、とうてい領内に足らず、このように領外へ求めざるを得なかったのである。

皿山釜焼の爐木がどのような方式あるいは制度のもとに供給されたか、本項では藩林の用益を主として概観を試み、いちおう藩林の割山方式にいたる経過を知ることができたが、はたしてそれが藩政後～末期に維持されたかどうか、疑問である。この問題を含め、皿山の生産の重要な基底条件たる爐木問題は、いずれ本格的に究明したい問題である。

（前山 博）

## シリーズ

## やきもの小辞典(6)

### 絵具②—クロム

還元焰焼成において緑色を呈する絵具。クロム化合物は酸化焰で黄色・金色・橙色・赤色など様々に発色するが、一般にクロムといえば緑色の絵具をさす場合が多い。また上絵具と下絵具の両方あるが、上絵具の緑色がクロム化合物によるものかどうかは簡単には識別しがたく、反対に下絵具による緑色は、そのほとんどがクロム化合物を呈色剤としているため、クロムという用語はここでは下絵具に限定して用いることとする。

本焼きに使われてきた下絵具の代表的なものとして、呉須や鉄砂、釉裏紅がある。それぞれ還元焰焼成において藍色・褐色・淡紅色を呈する。我国ではこれら以外の高火度焼成用の下絵具は、明治以前にはほとんどみられず、陶磁器の制作年代を考証する基準の一つと考えられよう。クロムはこの意味で江戸時代と明治時代を画する目安となるもので、現在知られているかぎりでは、明治以前のクロムによる緑色文様の陶磁器はみあたらない。

緑色絵具としてのクロムが外国で用いられたのは1749年以降とされる（『陶器大辞典』5巻P.318）。ここには国名はあげられていないが、18世紀の清朝時代の製品の中には緑色下絵具は見いだせないことから、クロムは西欧で開発された絵具と思われる。

我国へ導入された時期は定かではないが、「慶応3年（1867）江戸の商人瑞穂屋卯三郎伝国巴里大博覧会に赴きはじめて酸化コバルト其他絵付に用いる顔料を購求して明治元年（1868）5月帰朝しこれを服部杏園に授けて試用せしめし」（『日本工業史』P.206）という記述がある。製品で確認できる例は明治前期と思われる染付皿がいくつかある。派手な呉須（コバルトか）



クロムによる松文鉢

（同裏面）

径 28.3cm 高さ 7.1cm 高台径 16.4cm

による文様を主体とし、そのなかにクロムによる緑色と淡いピンク色（正円子か）が施されているのを特色とする。

写真の鉢は佐賀県有田町に伝世したもので、粗雑な素地にクロムのみで描かれ、見込みに「山口徳」裏面に「明治三十年旧八月製」の銘がある。器体は厚手で重く、高台内にハリあとが1ヵ所ある。この他明治後期から大正時代にかけての型紙絵付けや銅版絵付けの製品に、クロムが多くみられる。（鈴木由紀夫）

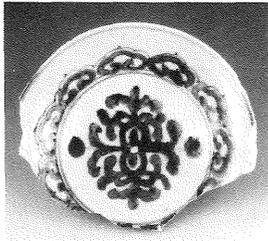
シリーズ

## やきものに見る文様(6)

### 羯磨文様

羯磨は梵語から出たもので、広義には仏教上の儀式、作法のこと。羯磨金剛の略としても使われる。これは三鈷杵を十字に組み合わせた仏器の一つでおもに密教修法具として用いられる。

これが陶磁器の文様として表わされるのは中国・明朝の白磁青花からのものであり、碗・皿の見込に描かれたものが多い。わが国はこの青花羯磨文皿を好んで輸入したらしく、各地の15世紀～16世紀の遺跡出土品



染付十字花文皿

（佐賀県山内町窯ノ辻窯物原出土）



明・青花羯磨文皿

（模式図）

に見ることができる。この皿とセットのように出土する青花に、見込玉取獅子文皿がある。両者は器形や外面の文様も似通っており、一緒に生産された可能性が強い。この組み合わせは、中国真覚寺の金剛宝座塔（1474年建立）の彫刻題材のなかに青花皿に描かれた羯磨文と酷似したものがあり、それと共に獅子が彫られていることから、両者が密教上の題材であることが分かる。獅子文が長く描かれるのに対し、羯磨文は17世紀にはすたれてゆく。そのためわが国の陶磁装飾に用いられた例は少ない。初期伊万りの十字形の文様は明・青花の羯磨文が原形とみられる。仁清作明暦3年（1657）銘色絵輪宝羯磨文香炉は仏器の羯磨を忠実に描いたものだが、中国陶磁の影響ではないらしい

（大橋康二）

## 廃藩における陶工の移動(1)

### — 鍋島藩窯の陶工を中心として —

明治維新は陶業史のなかでどのような意味をもつかについて、様々な視点からのアプローチが考えられるが、ここでは藩窯の廃止にともなう陶工の移動についてふれてみたい。

江戸時代に藩の保護や奨励によって隆盛した各地の陶業は、幕末から明治維新の混乱期に様々な展開をみせた。佐嘉鍋島藩の場合、江戸前期に設置された藩窯は明治4年(1871)の廃藩によって廃窯となり、御陶器方に御細工人として雇われていた陶工31人は職を失った。御細工人の内訳は、細工方11人、画工9人、捻細工4人、下働7人である<sup>1)</sup>。31人の陶工には金祿公債證書が与えられ士族に編入されたが、それまでは制作にさえ専念すればよかった環境から、経済的な自立を余儀なくされる厳しい状況におかれた。御細工人31人の外にも、御手伝と称する藩窯の補助的な役割をした陶工が十数名おり、彼等もまた多大の打撃をうけたと思われる。「此修繕たる運命に遭うて四散せる大川内崩れの職人達は、有田皿山の外三河内其他諸国の陶山に転住した」(『肥前陶磁史考』P.406)とある。鍋島藩窯に従事した大川内(佐賀県伊万里市)の陶工達は、近くの有田皿山(有田町)や、平戸藩の管轄であった三川内(長崎県佐世保市)へ職を求めたのである。「其他諸国の陶山」とは出石や姫路(兵庫県)、および砥部(愛媛県)などである。

維新廃藩によって多くの士族も同様に職を失ったが、明治前期には各地で士族授産の事業が行なわれた。出石においても士族の救済と出石焼の改良発展をめざして、明治8年(1875)に<sup>2)</sup> 盈進社が設立された。桜井勉や松村辰昌らが発起人だが、<sup>3)</sup> 松村辰昌は有田村の出身である。<sup>4)</sup> この盈進社に大川内の陶工柴田善平・柴田虎之助・柴田福蔵が招かれている。

柴田善平の旧名は善兵衛と推定され、安政7年(1860)に再建された大川内日峰大明神祠の台石に当時の陶器方諸役や細工人の名前が記銘されており、その中に柴田善兵衛の名がみえる。号は銀杏亭といい、また鴨脚とも称した。捻細工を得意とし「肥前官窯銀杏亭善平造」の銘のある湯さまし土型が伊万里市に残されている。柴田福蔵も善平と同じく台石に名前が刻され、藩窯の細工人であったことがわかる。出石側の記録と

しての『米寿賀集』(桜井勉)では、柴田善平の名しか記されていないため<sup>(7)</sup>、招聘された3名の中では善平が代表格であったと推察される。善平は明治35年6月2日に68歳で没したとされるため<sup>(8)</sup>、出石へ移ったのは42歳の時ということになる。

盈進社の工場は旧出石城内の米倉跡に設置され、士族の子弟を募集して事業が開始された。柴田善平ら大川内の陶工はこれらの子弟に陶技を伝授し、また出石に産する良質の磁器原料を用いて試作を行なった。明治10年(1877)には第1回国内勸業博覧会が開かれたが、盈進社の生徒作品が大量に出品され、当時の新聞で激賞されている。出品された作品は花蝶を刻画した白磁花瓶で五彩も施されたようである。

士族授産の事業は姫路でも興され、明治10年に永世舎が設けられている。発起人は前記の松村辰昌で、県令の森岡昌純が出資し旧藩士50余名を集めて陶業を開始した。姫路の東山焼の分窯である男山窯の陶工も永世舎へ移った。発起人の松村が有田村出身であることは先に述べたが、『姫路東山焼』には「明治9年になって、当時姫路に出張して地租改正のことに従っていた大蔵省属松村辰昌が、旧藩士に授産の必要を痛感したので……」(P.146)とある。士族授産の事業を陶業と結びつけたのは松村の出身によるのかもしれない。

出石の盈進社で陶技の指導をしていた柴田善平は、明治10年(1877)に請われて姫路の永世舎へ移った。善平自身の作品は見あたらないが、永世舎の製品はいくらか残されている。写真の左は白磁に赤・黄・緑・青・黒およびピンクの上絵付けが施されている。底には染付で松葉菱に「永」字銘がある。右の水注は染付に赤地金彩の上絵付けである。底には「白鷺」の染付銘がある。永世舎の製品は他にも色絵珈琲碗などがあり、輸出を意図されたものと思われる。しかし営業面では

不振におちいり、明治15年(1882)ごろには廃業した。出石の盈進社も明治18年(1885)には廃業の止むなきに至っている。当時の装飾的な輸出品が外国人に飽きられたこと、経済全般の不況、産地間の競合など様々な理由が考えられるが、多くの士族授産がいわゆる士族の商法で失敗に終わったことの一例ともいえよう。

姫路を去った柴田善平は大川内へもどり福岡六助と協力して、当時経営不振にあった精巧社を引き継いだ<sup>(9)</sup>。精巧社は明治10年に設立された製陶所で、藩窯の名工であった光武彦七を社長としていた。廃藩後急速に衰退する大川内の陶業を復興するため、鍋島藩内庫所の補助を仰いで設立されたが経営はうまくゆかなかったのである。しかし柴田善平をもってしても精巧社の営業は振わず、さらに市川重助の経営へと移った。善平は晩年<sup>(10)</sup>上野窯(佐賀県武雄市)に至り、有田粘土を混用して水指や花瓶を製したが、明治35年(1902)上野窯で没した<sup>(11)</sup>。

大川内の鍋島藩窯の陶工達は、廃藩後職を求めて各地の陶業地へ移動し、それぞれの優秀な技術を伝授し様々な影響を与えた。しかし彼等の関った事業は必ずしも順調とはいえず、むしろ不運な展開をした例が多い。精緻な技巧が産業としての陶業に効果的に結びつかず、不本意のうちに帰国した感がある。優れた製品を生みだすための技術をもちながら、営業的な生産性にうといのは、藩窯という特殊な環境で育かれた技巧主義にも一因があろう。(鈴田由紀夫)

#### 参考文献

- 『鍋島藩窯の研究』(鍋島藩窯調査委員会編) p.45(注1)  
 『肥前陶磁史考』(中島浩気) P.406(注6) P.407(注1、4、12) P.408(注8)  
 『出石焼—その歴史と諸窯の変遷』(岡本久彦) P.12(注3、9) P.13(注10)  
 『鍋島藩窯とその周辺』(伊万里市郷土研究会) P.39(注5) P.27(注6)  
 『陶器大辞典』(陶器全集刊行会編纂) 第3巻 P.163(注7、13)  
 『姫路藩窯東山窯』(満岡忠成) P.146(注11)  
 『兵庫のやきもの』(青木重雄)

※この小考を書くにあたって青木重雄氏からいろいろご教示いただいた。



(左)高さ二一・〇cm 底径一六・〇cm  
 (右)高さ三〇・七cm 口径七・八cm  
 色絵秋草文四方花瓶  
 金欄手尾上籬水注

〈「兵庫のやきもの」より〉

利用案内	
開館	午前9時～午後4時30分 月曜休館 年末年始休館 12月28日～1月4日
観覧料	一般150円(100円)／大学・高校生100円(70円)／中・小学生50円(30円)／ ( )内は20人以上の団体料金。但し、特別企画展の場合は、その都度別に定めます。
交通	佐世保線有田駅下車徒歩15分